

第 6 7 号議案参考資料

議 案 名

桶川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事院勧告等に準じて、職員の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 桶川市職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

令和 2 年 1 2 月に支給される期末手当の支給割合を引き下げる（このページの表を参照）。（第 1 7 条の 4 関係）

(2) 桶川市職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

令和 3 年度以後に支給される期末手当の支給割合を改定する（このページの表を参照）。（第 1 7 条の 4 関係）

（参考）期末手当及び勤勉手当の支給割合

職員（再任用職員を除く。）

年度		6 月	1 2 月	合計	総支給割合
令和 2 年度 （現行）	期末手当	1.300	1.300	2.60	4.50 （月分）
	勤勉手当	0.950	0.950	1.90	
令和 2 年度 （改正後）	期末手当	1.300	1.250	2.55	4.45 （月分）
	勤勉手当	0.950	0.950	1.90	
令和 3 年度 以後	期末手当	1.275	1.275	2.55	4.45 （月分）
	勤勉手当	0.950	0.950	1.90	

※ 太枠内が改正部分

3 施行期日

公布の日（改正条例第2条の規定は、令和3年4月1日）

4 例規集

第1巻 3, 727ページ